

理事候補者選挙細則

(趣旨)

第1条 この細則は、学会役員選出に関する規程第5条に基づき、理事候補者選挙の細則を定める。

(投票方法)

第2条 理事候補者選挙は、オンライン投票で実施する。

(被選挙人名簿の作成)

第3条 選挙管理委員会は、投票期間最終日の2カ月前時点で会員名簿に記載されている正会員を被選挙人とし、名簿を作成する。名簿には、被選挙人の氏名および所属を記載する。

(オンライン投票)

第4条 オンライン投票は、以下の通り行う。

- 1) オンライン投票は、google フォームを用いて行う。
- 2) 重複投票を防止するため、各選挙人に個別の認証コードを配布する。
- 3) 選挙人は、理事に相応しい被選挙人を最大5名選択し、投票する。
- 4) 無記名投票とする。
- 5) 選挙管理委員会において、各選挙人に認証コードを通知する委員と、開票する委員は別とする。
- 6) 同一認証コードから複数回投票された場合は、最新の投票を有効投票とする。

(投票の有効性)

第5条 投票のうち、定められた規程に反したものは無効とする。

(当選の決定)

第6条 選挙による理事候補者の決定は、有効投票の最多得票者から8名とする。ただし同点者がある場合は、選挙管理委員会で抽選し決定する。

2 理事選出後に辞退者があるときは、次点者を繰り上げる。次点者に同点者があるときは、選挙管理委員会で抽選し決定する。

3 当選者の就任承諾をもって理事候補者の選出は確定したものとする。

(辞退の届け出)

第7条 選挙により選出された理事候補者が、その就任を辞退するときは、通知が到着した日から1週間以内にその理由を示して選挙管理委員長に届け出なければならない。

(細則の改廃)

第8条 この細則の改廃は、理事会の過半数の賛成を得て議決する。

付則

第1条 この細則は令和3年2月11日から実施する。